

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和5年9月2日 16時35分ごろ
発生場所	神奈川県鎌倉市稲村ヶ崎南方沖 湘南港灯台から真方位123° 1.4海里付近 (概位 北緯35° 17.2′ 東経139° 30.7′)
事故の概要	プレジャーヨットBambinaは、 <sup>バンビーナ</sup> 西北西進中、機関室が浸水した。
事故調査の経過	令和5年10月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Bambina、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	235-53065 神奈川、株式会社八（外2名）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	機関室等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、クルージングを終えて神奈川県藤沢市のマリーナへ帰航する目的で、稲村ヶ崎南方沖を機帆走により西北西進した。</p> <p>本船は、船長がパキンという音を船尾方に聞いたが、そのまま航行を続けていたところ、主機が停止した。</p> <p>船長は、同乗者から機関室が浸水していることを聞き、118番通報して救助を要請し、来援したヨットハーバーの救助艇に同乗者と共に救助された後、ヨットハーバーから上陸した。</p> <p>本船は、浸水が止まらず、沈没したが、後日引き揚げられてマリーナに上架された。</p> <p>船長は、本事故後、船体を確認したところ、ブームを操作するロープ（以下「本件ロープ」という。）がプロペラに絡まり、プロペラ軸に無理な力が掛かって船尾管が曲損し、グランドパッキン（以下「本件パッキン」という。）に隙間ができたので浸水したと思った。</p> <p>本船は、船尾部がオープントランサムで海水が入りやすい構造となっており、船長は、本事故時、本件ロープが波等の影響を受け、船尾部から船外へ徐々に繰り出されると本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、ブームを操作する都度、本件ロープを袋に収納していたが、本事故時、本船を上架するクレーンの可動終了時刻が迫っており、急いで帰航することに意識を向けていたので、本件ロープを袋に収納していたか確認しておらず、本件ロープが船外に繰り出され</p>

	<p>ていることに気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本事故は、本船が、稲村ヶ埼南方沖を西北西進中、船長が本件ロープの格納状況を確認しないまま、オープントランサムから波を受けながら航行を続けたことから、本件ロープが船尾部から船外へ徐々に繰り出されていることに気付かず、プロペラに本件ロープが絡みプロペラ軸が曲損したことで、同軸とグランドパッキンの間に隙間を生じ、船尾管軸受と本件パッキンの隙間から海水が流入して機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船を上架するクレーンの可動終了時刻が迫っており、急いで帰航することに意識を向けていたので、本件ロープを袋に収納していたか確認していなかったことから、本件ロープが船外に繰り出されていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、稲村ヶ埼南方沖を西北西進中、船長が本件ロープの格納状況を確認しないまま、オープントランサムから波を受けながら航行を続けたため、本件ロープが船尾部から船外へ徐々に繰り出されていることに気付かず、プロペラに本件ロープが絡みプロペラ軸が曲損したことで、同軸とグランドパッキンの間に隙間を生じ、船尾管軸受と本件パッキンの隙間から海水が流入して機関室に浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨットの船長は、エンジンを使って航行（機走又は機帆走）する場合は、ロープがプロペラに絡まないよう事前にロープ等の収納状況を確認すること。</li> </ul>